

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：西武建設株式会社
業者の住所：埼玉県所沢市くすのき台1-11-1
- 2 指名停止措置期間：令和5年10月5日から令和6年2月4日まで（4か月）
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

4 事実概要

西武建設株式会社は、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年7月21日、国土交通省関東地方整備局長から監督処分（営業停止45日間）を受けた。

5 指名停止措置理由

西武建設株式会社は建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、国土交通省関東地方整備局長より45日間の営業停止処分を受けたことは、防衛省における「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

従って、本件については、指名停止4か月を適用する。

<指名停止措置要領付表第2>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内